

ごみ減量化・資源化の推進	児童・生徒	その他	・ごみ減量実績、減量効果のフィードバック（区役所・公民館等への情報提供及び市ホームページへの掲載）
		印刷物	・小学 4 年生社会科補助教材「ごみのおはなし」
		その他	・ごみ文庫図書の配布
	市 民	印刷物	・パンフレット「家庭ごみ減量化・資源化の手引書 ごみゼロ小事典」 ・リーフレット「ゼロエミッションシティ広島を目指す減量プログラム ～110万人のごみゼロ宣言」 ・チラシ「ごみゼロ社会を目指して」
		展示物	・西部リサイクルプラザ常設展示（大型ごみの再生品・衣類の展示提供、「譲ります・譲ってくださいコーナー」の設置、リサイクルに関するパネル展示等）
		体験教室	・リサイクル体験教室（廃油を利用した石鹸作り、衣類のリフォーム等）
		環境講座	・ごみの減量化、資源化の普及、啓発
	事業者	その他	・リサイクルシンポジウムの開催 ・施設見学会の開催 ・大都市共同キャンペーンの開催 ・地域環境指導員制度の実施
		印刷物	・パンフレット「事業系一般廃棄物のリサイクルガイドライン」 ・チラシ「事業ごみ（可燃、不燃）は広島市事業ごみ指定袋で出してください・事業ごみ（一般廃棄物）の正しい出し方」
		その他	・リサイクルを考える施設見学会の開催

第 2 平成 1 9 年度広島市生活排水処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 1 9 年度広島市生活排水処理実施計画を次のとおり定める。

1 処理する一般廃棄物の種類 生活排水

2 処理区域

広島市の全域

ただし、し尿及び浄化槽汚泥については、広島市のうち安芸地区衛生施設管理組合が所管する区域（別表）を除く区域

3 収集する生活排水の種類

し尿及び浄化槽汚泥

4 生活排水の排出状況、処理主体、処理計画

生活排水の排出状況、処理主体並びに収集・運搬、中間処理及び最終処分計画は、原則として別紙 3 のとおりとする。

5 住民に対する広報・啓発活動

広島市が実施する住民に対する広報・啓発活動は、別紙 4 生活排水適正処理のための広報・啓発計画のとおりとする。

6 その他

別表に掲げる区域におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理計画については、安芸地区衛生施設管理組合が定める処理実施計画による。

別表

所 管	区 分	町 名
安芸地区衛生施設管理組合	東 区	福田町、福田一丁目～八丁目、馬木町、馬木一丁目～九丁目、温品町、温品一丁目～八丁目、上温品一丁目～四丁目
	安芸区	全 域

別紙 3

1 生活排水処理計画

(1) 排出状況

（平成 1 7 年度末現在）

区 分	人 口
計画処理区域内人口	1, 1 5 7, 3 2 0 人
水洗化・生活雑排水処理人口	1, 0 5 5, 0 2 8 人
浄化槽	4 2, 7 7 6 人
農業集落排水施設	7, 7 0 0 人
下水道	1, 0 0 4, 5 5 2 人
水洗化・生活雑排水未処理人口	5 5, 5 6 6 人
非水洗化人口	4 6, 7 2 6 人
計画処理区域外人口	0 人

(2) 処理主体

区 分	処 理 主 体
浄 化 槽	個 人 等
農業集落排水施設	広 島 市
下 水 道	広 島 市

(3) 処理計画

ア 浄化槽で処理を推進する区域

下水道及び農業集落排水事業の計画区域を除く広島市全域を、浄化槽による処理の推進地域とする。

イ 農業集落排水施設で処理する区域

広島市農業集落排水事業計画による計画区域とする。

ウ 下水道で処理する区域

太田川・瀬野川流域別下水道整備総合計画による区域とする。

2 し尿・浄化槽汚泥処理計画

(1) 収集・運搬計画

区 分	し 尿		浄化槽汚泥
収 集 主 体	㈲広島市環境事業公社	委託業者	許可業者
収集・運搬量 (排出量)	4,611kℓ/年	32,962kℓ/年	46,065kℓ/年
収 集 区 域	中区、東区(福田町、福田一丁目～八丁目、馬木町、馬木一丁目～九丁目、温品町、温品一丁目～八丁目及び上温品一丁目～四丁目を除く。)南区、西区(新庄町を除く。)	西区新庄町、安佐南区、安佐北区、佐伯区	中区、東区(福田町、福田一丁目～八丁目、馬木町、馬木一丁目～九丁目、温品町、温品一丁目～八丁目及び上温品一丁目～四丁目を除く。)南区、西区、安佐南区、安佐北区、佐伯区
収 集 回 数	原則として 月1回		必要の都度
収集の方法	戸 別 収 集 方 式		戸別収集方式 (浄化槽管理者・使用者が直接許可業者に依頼して実施する。)
中 継 運 搬	〔似島地区分〕 ㈲広島市環境事業公社収集分(216kℓ/年)を委託業者の船舶(1隻)により、出島処理場へ搬入	委託業者収集分(32,962kℓ/年)を宇津中継地から大型中継車7台(うち予備車1台、㈲広島市環境事業公社委託)により、出島処理場へ搬入	――
中 継 施 設	〔似島地区分〕 名 称：似島し尿貯留槽 所在地：広島市南区似島町東大谷地先 最大貯留能力：30kℓ	名 称：宇津中継地 所在地：広島市安佐南区八木町宇津 最大中継能力：70kℓ/7台	――

*浄化槽汚泥収集運搬業の許可業者は、別添一覧表のとおり。

(2) 中間処理計画

施 設 名	出 島 処 理 場	
	し尿処理施設	浄化槽汚泥処理施設
所 在 地	広島市南区出島二丁目22番8号	
処 理 方 式	標準脱窒素処理方式	固液分離方式
最大処理能力	300kℓ/日	300kℓ/日
搬入量及び搬入者別の内訳	し 尿 37,573kℓ/年 (㈲広島市環境事業公社)	浄化槽汚泥 46,065kℓ/年 (許可業者)
残 渣 量 及 び 処 分 方 法	焼却灰 315t/年	
備 考		

(3) 最終処分計画

施 設 名	下黒島処分場
事 業 主 体	ダイニウ技研土木株式会社
所 在 地	呉市下蒲刈町下島字下黒島
廃棄物の種類	焼却灰
処 分 量	出島処理場 315t/年
搬 入 者	委託業者

一般廃棄物(浄化槽汚泥)収集運搬業許可業者一覧表

平成19年4月1日

	業 者 名	所 在 地	事業区域
1	1(有) 旭 工 社	広島市安佐北区可部東一丁目4-26	
2	2(有) 安 佐 企 業	広島市安佐北区あさひが丘一丁目39-6	
3	3(株) ヒ ロ キ タ	広島市安佐北区亀山九丁目36-10	
4	4 都市環境サービス(有)	広島市安佐南区祇園二丁目14-6	
5	5 共栄衛生工業(有)	広島市南区丹那新町3-6	

6	6(有) 寿 総 業	広島市安佐南区祇園一丁目28-10
7	7(有) 高 陽 環 境	広島市安佐北区深川町1187
8	8(株) サ ン ヨ ウ	広島市南区南大河町16-18
9	9(有) 佐 東 企 業	広島市安佐南区八木七丁目9-2
10	11(株) 相 互	広島市南区出島一丁目8-7
11	12大 和 実 業 (有)	広島市中区吉島西二丁目15-31
12	13(株) 高 田 環 境	広島県安芸高田市吉田町吉田1489-14
13	14中国清掃工業(株)	広島市西区南観音四丁目4-16
14	15(株)南部環境設備サービスセンター	広島市南区宇品御幸三丁目11-51
15	16西日本環衛工業(有)	広島市佐伯区五日市町大字石内460
16	17(株) ヒ ロ エ ー	広島市南区出島二丁目13-35
17	18(株) 広 島 企 業	広島市安佐南区大町西一丁目24-40
18	19(株)ヒロセイ環境	広島県江田島市江田島町秋月三丁目15-15
19	20(株) カ ル フ ー ト	広島市東区光町二丁目4-8
20	21富 士 企 業 (株)	広島市佐伯区染々園四丁目6-19
21	22(有)広島環境サービス	広島市安佐南区長楽寺二丁目1-6
22	23寿 総 業 (株)	広島市佐伯区美の里二丁目2-20
23	24佐 伯 清 掃 (有)	広島市佐伯区屋代一丁目1-3
24	77(株) ク リ ン プ ロ	広島県山県郡安芸太田町大字土居310番地

佐伯区の湯来町及び杉並台の区域を除く。

佐伯区の湯来町及び杉並台の区域に限る。

別紙4

生活排水適正処理のための広報・啓発計画

目 的	対 象 者	形 態	方 法
浄化槽の維持管理への理解	浄化槽設置者・使用者	訪問指導	・適正な維持管理について個別指導
		印刷物	・パンフレット「浄化槽のしおり」
浄化槽の普及啓発	市 民	展示物	・公民館や集会所等で、浄化槽に関するパネル展示を実施(年10回程度)
		説明会	・地元からの要望等により説明会を開催
		印刷物	・リーフレット「浄化槽の補助制度のしおり」
		広 報 紙	・広報紙「市民と市政」

広島市告示第137号

平成19年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市大型ごみ収集運搬手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長職務代理人

広島市副市長 山 田 康

1 委託した者

(1) コンビニエンスストア

業 者 名	所 在 地	代 表 者
(株) コ コ ス ト ア	名古屋市中区栄町7-34	代表取締役 盛田 宏
(株) セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8-8	代表取締役 山口 俊郎
(株) ポ プ ラ	広島市安佐北区安佐町大字久地665-1	代表取締役社長 目黒 俊治
(株) デイリーヤマザキ	千葉県市川市市川一丁目9-2	代表取締役社長 田嶋 誠
(株) ロ ー ソ ン	大阪府吹田市豊津町9-1	代表取締役 新浪 剛
(株) サークルKサックス	愛知県稲沢市天池五反田1	代表取締役 土方 清
(株) ファミリーマート	東京都豊島区東池袋4-26-10	代表取締役社長 上田 準二

(2) スーパーマーケット

業 者 名	所 在 地	代 表 者
(株) イ ズ ミ	広島市南区京橋町2-22	代表取締役社長 山西 泰明
マックスバリュ 西日本(株)	兵庫県姫路市北条口四丁目4	代表取締役 原田 昭彦
イオン(株)ジャスコみゆき店	広島市南区字品御幸一丁目9-12	店長 笠木 穂
(株)石原商事広島支社	広島市南区向洋大原町6-1	支社長 石原 彰男
(株)スーパーふじおか	廿日市市四季が丘六丁目15	代表取締役 藤岡 芳郎
(株) ス パ ー ク	広島市中区光南一丁目2-23	代表取締役 長崎 清忠
(株)広電ストア	広島市中区東千田町二丁目9-29	代表取締役 佐藤 仁
(株) フ ジ	松山市宮西一丁目2-1	代表取締役 尾崎 英雄
(株) 藤 三	呉市広本町三丁目12-26	代表取締役 藤村 重造
(株)マイカル広島サティ	広島市南区段原南一丁目3-52	店長 渡部 則正
(株) 万 惣	広島市佐伯区石内上一丁目8-1	代表取締役 山本 一男
(株)ユアーズ	安芸郡海田町南堀川町4-11	代表取締役社長 根石 紀雄
(株)フレスト	広島市西区横川町三丁目2-36	代表取締役 宗兼 邦生

(3) 地区商工会

業 者 名	所 在 地	代 表 者
安芸町商工会	広島市東区温品五丁目1-18	会長 松島 洋一
五日市商工会	広島市佐伯区五日市中央四丁目15-3	会長 二本松 治義
祇園町商工会	広島市安佐南区祇園二丁目48-7	会長 桑本 義弘
高陽町商工会	広島市安佐北区深川五丁目21-21	会長 江川 寛
白木町商工会	広島市安佐北区白木町大字秋山2391-4	会長 加藤 厚彦

瀬野川町商工会	広島市安芸区中野五丁目20-3	会長 小山 昱雄
沼田町商工会	広島市安佐南区沼田町大字伴6301-1	会長 二上 隆敏
船越町商工会	広島市安芸区船越町四丁目28-3	会長 植田 啓介
安古市町商工会	広島市安佐南区古市三丁目24-22	会長 山木 泉
矢野町商工会	広島市安芸区矢野西四丁目2-17	会長 木村 三郎
湯来町商工会	広島市佐伯区湯来町大字和田75-1	会長 橋岡 博之
広島安佐商工会	広島市安佐北区可部三丁目26-22	会長 上西 不二夫

(4) 農業協同組合

業 者 名	所 在 地	代 表 者
広島市農業協同組合	広島市安佐南区中筋三丁目26-16	代表理事理事長 後藤 慎太郎

(5) 一般商店等

業 者 名	所 在 地	代 表 者
今 井 商 店	広島市南区似島町家下401	今井 忠治
(有) 沖 野 商 店	広島市南区似島町字家下甲1-1	代表取締役 沖野 敏範
沖 野 商 店	広島市南区似島町字大黃2657-5	沖野 武志
タ オ ダ 電 機	広島市南区似島町家下27	峠田 悟
新 江 精 肉 店	広島市南区似島町字家下295-2	新江 政文
平 田 商 店	広島市南区似島町家下609-2	平田 襄
向 江 菓 店	広島市南区似島町字家下625-2	向江 洋子
森 中 商 店	広島市南区似島町字家下5679	森中 義勝
山 田 商 店	広島市南区似島町家下161-1	山田 義次
町 内 会 長	広島市南区字品町金輪島359	部村 豪

(株)サンリブ中国 地区商品本部	安芸郡府中町大須四丁目 2-10	常務取締役 三浦 福重
生活協同組合ひ ろしま	広島市西区草津港二丁目 8-42	理事長 林 辰也
(株)マルシン小野 本店	広島市中区舟入中町 6- 5	代表取締役社長 小野 哲彦
防衛省共済組合 海田市支部	安芸郡海田町寿町 2-1	支部長 木村 尚宏
(株)セルフ山口	広島市中区河原町 3- 29	代表取締役 山口 利郎
(協)可部商業ス ペース開発	広島市安佐北区可部三丁 目 8-38	理事長 前 信男
ウェンディ企画 (株)	広島市中区袋町 4-31	代表取締役 福井 滋

2 委託した期間

平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

広島市告示第 138 号

平成 19 年 4 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、液状一般廃棄物処理手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

広島市長職務代理者

広島市副市長 山田 康

1 委託を受けた者

広島市中区小町 9 番 17 号
財団法人広島市環境事業公社
理事長 山井 隆義

2 委託した期間

平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

3 委託した区域

広島市の区域のうち、東区の福田町、福田一丁目、福田二丁目、福田三丁目、福田四丁目、福田五丁目、福田六丁目、福田七丁目、福田八丁目、馬木町、馬木一丁目、馬木二丁目、馬木三丁目、馬木四丁目、馬木五丁目、馬木六丁目、馬木七丁目、馬木八丁目、馬木九丁目、温品町、温品一丁目、温品二丁目、温品三丁目、温品四丁目、温品五丁目、温品六丁目、温品七丁目、温品八丁目、上温品一丁目、上温品二丁目、上温品三丁目、上温品四丁目及び安芸区を除いた区域

広島市告示第 139 号

平成 19 年 4 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、広島市玖谷埋立地管理事務所の固形状一般廃棄物処分手数料及び固形状一般廃棄物再生処理手数料並びに産業

廃棄物の処分に要する費用の収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

広島市長職務代理者

広島市副市長 山田 康

1 委託を受けた者

広島市中区小町 9 番 17 号
財団法人広島市環境事業公社
理事長 山井 隆義

2 委託した期間

平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

広島市告示第 140 号

平成 19 年 4 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、広島市西部リサイクルプラザ及び広島市北部資源選別センターの固形状一般廃棄物再生処理手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

広島市長職務代理者

広島市副市長 山田 康

1 委託を受けた者

広島市中区小町 9 番 17 号
財団法人広島市環境事業公社
理事長 山井 隆義

2 委託した期間

平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

広島市告示第 141 号

平成 19 年 4 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、広島市安佐南工場大型ごみ破碎処理施設の固形状一般廃棄物処分手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

広島市長職務代理者

広島市副市長 山田 康

1 委託を受けた者

広島市中区小町 9 番 17 号
財団法人広島市環境事業公社
理事長 山井 隆義

2 委託した期間

平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

広島市告示第 142 号

平成 19 年 4 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、広島市植物公園の入園に係る使用料及び広島

市植物公園駐車場使用料並びに中央公園ファミリープールの一般利用使用料及び附属設備使用料（ロッカーに限る。）並びに広島市安佐動物公園入園料及び広島市安佐動物公園駐車料金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長職務代理人

広島市副市長 山田 康

1 委託を受けた者

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
財団法人広島市動植物園・公園協会
代表者 理事長 三宅 吉彦

2 委託した期間

- (1) 広島市植物公園の入園に係る使用料及び広島市植物公園駐車場使用料の収納事務
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
- (2) 中央公園ファミリープールの一般利用使用料及び附属設備使用料（ロッカーに限る。）の収納事務
平成19年6月1日から平成19年8月31日まで
- (3) 安佐動物公園入園料及び広島市安佐動物公園駐車料金の収納事務
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

広島市告示第143号

平成19年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島広域公園の有料公園施設の使用料収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長職務代理人

広島市副市長 山田 康

1 委託を受けた者

広島市中区国泰寺町一丁目4番15号
財団法人広島市スポーツ協会
代表者 会長 田村 鋭治

2 委託した期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

広島市告示第144号

平成19年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市湯の山温泉館入館料収納等業務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長職務代理人

広島市副市長 山田 康

1 委託を受けた者

所在地 広島市中区西白島町23番9号

名称 社団法人広島市シルバー人材センター

代表者 理事長 岡田 義之

2 委託した期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

広島市告示第145号

平成19年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市中区スポーツセンター、広島市中区スポーツセンター吉島屋内プール、広島市中央庭球場、広島市中央バレーボール場、広島市吉島体育館、広島市東区スポーツセンター、広島市総合屋内プール、広島市戸坂庭球場、広島市戸坂運動広場、広島市南区スポーツセンター、広島市南区スポーツセンター東雲屋内プール、広島市南区スポーツセンター宇品体育館、広島市西区スポーツセンター、広島市南観音庭球場、広島市南観音運動広場、広島市安佐南区スポーツセンター、広島市沼田庭球場、広島市祇園運動広場、広島市沼田運動広場、広島市安佐北区スポーツセンター、広島市安芸区スポーツセンター、広島市佐伯区スポーツセンター、広島市佐伯区スポーツセンター湯来体育館、広島市クアハウス湯の山、広島市湯来庭球場、広島市湯来南庭球場、広島市上河内庭球場、広島市下河内庭球場、広島市新宮苑庭球場、広島市湯来運動広場、広島市湯来南運動広場、広島市上河内運動広場及び広島市下河内運動広場の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

広島市長職務代理人

広島市副市長 山田 康

1 委託を受けた者

広島市中区国泰寺町一丁目4番15号
財団法人広島市スポーツ協会
代表者 会長 田村 鋭治

2 委託期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

広島市告示第146号

平成19年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市こども療育センター療育相談所及び広島市北部こども療育センター療育相談室使用料等の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長職務代理人

広島市副市長 山田 康

1 委託を受けた者

広島市東区光町二丁目15番55号
社会福祉法人広島市社会福祉事業団
代表者 理事長 秋葉 忠利

2 委託する期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで